

2026 年 2 月 12 日
全国港湾 25 発第 46 号
港運同盟発 26-第2号

一般社団法人 日本港運協会
会 長 久 保 昌 三 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 竹 内

全日本港湾運輸労働組合同盟
会 長 足 立 賢 次

2026 年度 産別労働条件及び産別協定の改定に関する要求書

人員不足による長時間・不規則労働の常態化、異常気象による酷暑・猛暑、地震や津波など危険と背中合わせの業務、物価高騰による生活苦と、港湾労働者は文字通り三重苦の中におかれています。喫緊の課題は、大幅賃上げ、労働時間短縮、安全の確保の施策であり、これらの労働環境整備が人員確保策に直結すると確信しています。そのためには、価格転嫁の促進をはじめとする適正料金の確保が不可欠であり、もとより、良好な産別労使関係の再構築は大前提です。

以上の立場から、2026 年度の産別労働条件及び産別協定の改定を下記の通り要求し、従来の「独禁法抵触論」から脱却し、真に誠意ある回答を求めます。

記

1. 良好な港湾産別労使関係の構築にあたっての中央港湾団交の在り方について

- (1) 東京地裁が 25 年 9 月 16 日に下した「令和 6 年(行ウ)第 65 号労働委員会命令取消請求事件」の判決への控訴を取り下げ、交渉権をはじめとした労働組合権の侵害の拡大を防ぎ、もって良好な産別労使関係の再構築、並びに産別協議体制の堅持・強化を図ること。
- (2) その間、行政訴訟「令和 6 年(行ウ)第 65 号労働委員会命令取消請求事件」の判決、及び緊急命令申立事件「令和 6 年(行ク)第 131 号緊急申立事件」の決定をふまえ、これを誠実に履行することを確認すること。
- (3) 全国港湾・港運同盟が要求する全ての事項に対し、「係争中」などの理由をあげて「回答拒否・留保」などの誠意なき「回答」を行わないことを確認すること。

2. 大幅賃上げ、産別制度賃金の引き上げについて

- (1) 人員確保・港運産業の魅力向上を目指すための大幅賃上げについて
 - ① 各単組・職場で要求する、所定内賃金を 15%以上(或いは 40,000 円以上)引き上げることにについて、誠意をもって回答するよう指導すること。同時に、日港協と

して港運産業にとっての指針となる賃上げ水準を中央港湾団交で回答すること。

- ② 並びに、初任給(18歳水準)を242,000円とすることについて、日港協として会員各社がこれに誠意をもって回答するよう指導すること。

(2) 産別制度賃金の引き上げについて

① 産別最低賃金の引き上げについて

ア、25年11月26日開催の中央港湾団交で要求した東京地裁の緊急命令発出年次(25春闘)の要求(220,000円/日額9,565円)に誠意ある回答を行うこと。

イ、上記ア項を踏まえ、26年度産別最低賃金を、242,000円(日額：10,521円/時給：1,503円)に改定すること。

② あるべき賃金は、別表の通り改定すること(25春闘要求と同水準)。

③ 基準賃金を、全港・全職種適用として、あるべき賃金要求の40歳水準に整合させ、404,200円に改定すること。

④ 検数・検定労働者の標準者賃金について

ア、標準者賃金の適用者を、35歳・検査人有資格者とする。

イ、標準者賃金を、15%引き上げ289,800円に改定すること。

ウ、この賃金は、基準内賃金(定義は検数・検定小委員会の合意内容)とすること。

3. 労働時間短縮と時間外労働の規制について

(1) 労働時間の短縮について

① 「5.9協定(産別協定第29条)/91年5月9日付」第1項の適用を全港・全職種と改定すること。

② 同協定第1項(1)～(3)を削除し「全土曜日を休日とする」と改定すること。

③ 同協定第2項、及び第3項を削除すること。

(2) 上記(1)に伴う、休日規定と時間外算定基礎分母の改訂について

① 産別協定第28条を「休日は、日曜・土曜並びに国民の祝日に関する法律で定める祝日とする。」と改定すること。同条に続く「出勤・就労したものに対しては…」以下は現行通りとする。

② 上記(1)及び、(2)-①に伴い、時間外労働算定基礎分母は労基法に準じ143時間とすること。

(3) 24春闘協定第2項による合意の再確認と徹底について

① 同項(1)-②において「月1回の日曜日不稼働の必要性についての組合要求趣旨を理解する」を再確認し、ユーザーに対し、日曜作業の抑制への理解と協力を求める措置を講ずること

② 同項(1)-③にもとづく「日曜休日取得のガイドライン」の実行に関して、日港協として加盟全店社に周知・徹底し、各職場でガイドラインの実効・促進を図ること。

4. 港湾労働者保障基金制度の拡充について

- (1) 港湾福利分担金(5円/t：ユーザー4円・元請1円)のユーザー負担を1円引き上げ、合計6円/tとし、福利厚生協会に雇用された労働者の労働環境整備とともに、港湾労働者の福利厚生施設などの拡充に資するために、25春闘協定に基づき、直ちに

専門委員会で協議・検討のうえ、具体的な取り組みへと進むこと。

- (2) 港湾労働法関係付加金を 0.5 円引き上げ 2 円/t に、労働安定基金を 0.5 円引き上げ 4 円/t とし、次の港湾労働者の保障基金に資するために、25 春闘協定に基づき、直ちに専門委員会で協議・検討のうえ、具体的な取り組みへと進むこと。その際、以下を前提として検討すること。
 - ① 港湾労働者転職資金制度の内、生活助成金及び転職資金の支給については、1997 年 10 月 22 日以降凍結されている。これを解除し、その目的を「港運事業者の責によらない事業の縮小を余儀なくされた場合の労働者への保障」とすること。
 - ② この制度の具体的な使途・目的は、石炭荷役の課題や政策的リーダー網整備による事業の圧迫、バルク戦略港湾政策による港湾の整理淘汰など、体制的「合理化」への補償のための制度として運用すること。
 - ③ 港湾労働者年金を、25 万円から 30 万円に戻すこと。その際、指定事業体から本体に採用された労働者(採用時 48 歳以上)の年金適用についても検討すること。

5. 安全・衛生対策について

- (1) 港湾に特化したフルハーネスの導入に向けた実装検証に基づく課題を整理し、早急に導入すること。
- (2) 労使安全専門委員会において電離放射線健康診断の実施状況と結果の検証を行い、2012 年 8 月以降に放射線量検査に従事した労働者の検診を継続すること。
なお、中古自動車(建機)の荷役に従事した労働者の電離放射線健康診断の実施を検討すること。
- (3) ワイヤの切断事故防止に係って、クレーン等安全規則の見直しを安全専門委員会で検討し、行政も巻き込み実効性のある規制を労使安全専門委員会で検討を進めること。
- (4) バイオマス・ペレット・ヤシ殻荷役など、危険度の高い荷役に係る事故事例を検証し安全確保策の確立を労使安全専門委員会で協議し具体化すること。
- (5) 気候変動に伴う自然災害等に関する安全対策について、次の対策を講ずること。
 - ① 突風・豪雨・雷雨、地震・津波など自然災害から、港湾労働者はもとより、海コン労働者など港湾関係者全体を視野に入れ、日港協として、現場判断を最優先とする統一的な安全指針を設定し、内外に周知・徹底のうえ活用するよう指導すること。
 - ② 各地区港湾においては、この指針を基本に当該港の特性を加味した具体的対策を作成し、これを当該港湾管理者に周知・徹底させ、対策に基づく訓練も定期化して港湾労働者の安全確保をはかること。
 - ③ 酷暑・熱中症対策に当たって、休憩の確保などは現場判断を優先することを徹底すること。また、酷暑の時間帯には就労を避ける働き方も検討し、具体化すること。その際、賃金カットはもとより変則労働時間の導入は行わないことを前提とすること。
- (6) 遺族補償・障害等級 1～3 級の労働災害補償金を 4,000 万円として産別協定化し、4～14 級については、労使安全専門委員会(WG)で協定化への協議を進めること。

6. 継続課題について

以下の継続課題について、中央港湾団交と並行して当該委員会などで協議を進め、合意事項について中央港湾団交で確認し、26 春闘協定に反映させること。

(1) 労使政策委員会の課題

- ① 港湾倉庫・物流施設における職域確保・拡大に関して、「港運の職域業域となるよう(22 春闘協定)」現地視察とその検証も含めた取り組みを進めること。
- ② 指定事業体で検査業務に就いてきた労働者を本体に採用することについて具体化を図ること(24 春闘協定履行)。
- ③ 関連職種の産別協定履行(週休二日制、時間外算定基礎分母短縮、65 歳定年制)について、引き続き、地区労使の協力を得て、元請事業者も含めた縦割りでの取り組みを促進すること。また、同事業分野の事前協議体制への明記は、引き続き中央・地区と連携して協議を進めること。
- ④ 石炭火力関係連絡会議での諸施策の実施状況を検証するため、同連絡会議の開催を国交省に求め、その結果に対する対策を講じること。
- ⑤ 特定利用港湾に係る、港湾運送事業への負の影響、港湾労働者の安全確保の課題についての協議を行い、防衛省などへの必要な対策を検討すること。

(2) 料金プロジェクトチームの取り組み

- ① 改正下請法にともなうガイドラインの周知・徹底を図ること。
- ② 拠点港と地方港のフィーダー網の推進政策・サービス展開に伴う、料金問題をはじめとした課題について、行政申し入れと対策協議など改善の取り組みを行うこと。
- ③ 適正料金の収受、認可料金制度の復活を目指す取り組みを検討すること。

(3) 以下の委員会と各々の課題を促進させること

- ① 人員不足対策委員会の答申(案)を早急に取りまとめ、労使政策委員会への答申案を提出し、労使政策委員会は、この答申に基づく対策に着手すること。
- ② 港湾労働法の全港・全職種適用について、港労法適用問題労使検討委員会において、全職種適用(全港適用は 18 年に確認)の検討を進め、諸課題を整理したうえで、厚労省も招請して、適用への諸課題について検討を進めること。

以 上

<添付> 26 春闘「あるべき賃金」要求

別表 26 春闘 産別あるべき賃金要求表

(単位：円)

産別最低賃金： 現行協定と到達 26最賃要求
184,500(19春闘(仮)協定) 242,000

年齢	現行あるべき賃金			26 あるべき賃金要求		
	基本給	その他手当	基準内賃金	改訂基本給	その他手当	改訂基準内
18	159,200	25,000	184,200	195,000	25,000	220,000
19	161,600	32,000	193,600	197,900	32,000	229,900
20	164,000	39,000	203,000	200,900	39,000	239,900
21	166,500	41,000	207,500	203,900	41,000	244,900
22	169,000	43,000	212,000	207,000	43,000	250,000
23	171,400	45,000	216,400	209,900	45,000	254,900
24	173,900	47,000	220,900	213,000	47,000	260,000
25	176,600	49,000	225,600	216,300	49,000	265,300
26	178,900	51,000	229,900	219,100	51,000	270,100
27	181,300	53,000	234,300	222,100	53,000	275,100
28	184,100	55,000	239,100	225,500	55,000	280,500
29	186,400	57,000	243,400	228,300	57,000	285,300
30	188,900	68,000	256,900	231,400	68,000	299,400
31	192,300	72,000	264,300	235,500	72,000	307,500
32	195,800	76,000	271,800	239,800	76,000	315,800
33	199,300	80,000	279,300	244,100	80,000	324,100
34	202,900	84,000	286,900	248,500	84,000	332,500
35	206,400	95,000	301,400	252,800	95,000	347,800
36	209,900	100,000	309,900	257,100	100,000	357,100
37	213,400	105,000	318,400	261,400	105,000	366,400
38	216,900	110,000	326,900	265,600	110,000	375,600
39	220,400	115,000	335,400	269,900	115,000	384,900
40	223,900	130,000	353,900	274,200	130,000	404,200
41	227,400	135,000	362,400	278,500	135,000	413,500
42	230,800	140,000	370,800	282,700	140,000	422,700
43	234,400	145,000	379,400	287,100	145,000	432,100
44	237,900	150,000	387,900	291,400	150,000	441,400
45	241,400	165,000	406,400	295,600	165,000	460,600
46	243,900	170,000	413,900	298,700	170,000	468,700
47	246,400	175,000	421,400	301,800	175,000	476,800
48	248,900	180,000	428,900	304,800	180,000	484,800
49	251,300	185,000	436,300	307,800	185,000	492,800
50	253,900	200,000	453,900	311,000	200,000	511,000
51	256,200	202,000	458,200	313,800	202,000	515,800
52	258,700	204,000	462,700	316,800	204,000	520,800
53	261,300	206,000	467,300	320,000	206,000	526,000
54	263,700	208,000	471,700	323,000	208,000	531,000
55	266,200	210,000	476,200	326,000	210,000	536,000
56	266,200	210,000	476,200	326,000	210,000	536,000
57	266,200	210,000	476,200	326,000	210,000	536,000
58	266,200	210,000	476,200	326,000	210,000	536,000
59	266,200	210,000	476,200	326,000	210,000	536,000
60	266,200	210,000	476,200	326,000	210,000	536,000
61				326,000	210,000	536,000
62				326,000	210,000	536,000
63				326,000	210,000	536,000
64				326,000	210,000	536,000
65				326,000	210,000	536,000